

省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金（農業者等）

第5次追加募集について

山 梨 県 農 政 部
果樹・6次産業振興課

〈事業の目的〉

原油価格や物価高騰等により農業経営が厳しさを増すなか、安定的な経営継続や発展を目指す農業者に対して、エネルギーコスト削減による経営体質強化を図るため、省エネ設備等の導入を支援する。

〈対象者〉

- ・ 農業者、農業者の組織する団体（JA等）、水産養殖業者等、畜産農家等
- ※第1次～第4次募集で本補助金を申請した方も、再度申請することが可能です。
※第5次募集ですでに申請している方については、追加募集へ申請することはできません。ただし、複数の事業所を有する団体等については、別の事業所を対象としている場合に限り、申請が可能です。

〈対象事業所〉

- ・ 生産・出荷に係る施設（例：農業ハウス、集出荷作業場など）
- ※加工施設や倉庫等は対象外になるのでご注意ください。
※農事組合法人及び農業者の組織する団体については、農畜水産物の販売に係る施設も対象となります。

〈補助事業内容（概要）〉

区分	対象設備※2	補助率	補助額
省エネ設備の更新 ※1	・ <u>LED照明設備</u> ・ <u>高効率空調</u> （農業用暖房機等） ・ <u>施設園芸用ヒートポンプ</u> ・ <u>業務用給湯器・温水機器</u> ・ <u>冷凍冷蔵設備</u>	<u>3分の2以内</u>	1事業所あたり、 <u>上限300万円</u> <u>下限15万円</u>
再エネ設備の新設・ 増設・更新 （自家消費型のみ）	・ 太陽光発電施設 ・ 蓄電池など		1事業所あたり、 <u>上限600万円</u> <u>下限100万円</u>

※1 既存の設備よりエネルギー消費が削減され、更新前と同等の仕様のもの

※2 対象設備の詳細については、申請要領を参照

【補助金の活用例】

- ・導入後30年以上経過している農業用暖房機（重油ボイラー）を更新
- ・農作物を出荷まで一時保存している冷蔵設備（冷蔵庫）を省エネ性能の高い設備へ更新
- ・畜舎の蛍光灯をLED照明設備へ更新
- ・花き栽培のハウスに設置している業務用エアコンを省エネ性能の高い設備へ更新 …など

〈申請にあたっての留意点〉

- ・省エネ設備については「更新」が対象であり、新規導入は対象外です。
- ・既存設備の撤去・廃棄等に係る経費は補助対象外となります。
- ・支払い方法については原則、銀行振込のみとなります。
- ・事業への着手（発注・契約等）は原則、交付決定後に行う必要があります。
- ・申請書類の提出状況や審査状況により、申請書の提出から交付決定まで期間を要する場合がありますので、事前着手届の提出をご検討ください。

〈申請受付期間・事業期間〉

申請受付期間 令和7年7月14日（月）～令和7年8月1日（金）

事業実施期間 交付決定日～令和8年2月10日（火）までの間

〈申請方法・申請先〉

申請方法 郵送のみ（持込での提出不可）

申請先 省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金事務局
〒400-0031 山梨県甲府市丸の内二丁目16番4号 丸栄ビル4階

〈お問い合わせ先〉

補助金の内容や申請書類の作成方法などについて疑問点や不明点がある場合には、
「省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金事務局」へご連絡ください。

TEL 055-242-6260

補助金の詳しい内容や申請様式のダウンロード等につきましては、
専用ホームページをご覧ください。

省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金
専用ホームページ

